

# 🎇 どこに相談すればいい?

#### 教育のこと

悩みを抱える子ども、子育てで悩んでいる 保護者や家族からの相談に応じます。

#### ひきこもり・不登校など

間 子ども・若者相談窓口(市役所南別館2階) TEL:0748-36-5597

月~金 9:00~17:00

ニート、ひきこもり、不登校など、社会生活を円滑に営む ことに困難を有する子ども・若者への相談に応じます。

#### 不登校・いじめなど

**問 学校教育課(市役所南別館3階)** 

TEL:0748-36-5531 FAX:0748-32-3352 月~金 8:30~17:15

教育相談室(サンビレッジ隣マナビィ2階) TFI:0748-37-8877

月~木 9:00~16:30 金 10:00~17:30 不登校等でフリースクール等民間施設を利用する児童 牛徒の保護者は、補助金を申請できる場合があります。

#### 青少年の非行や悩みごとなど

問 近江八幡・竜王少年センターあすくるHAR(ハル) サンビレッジ隣マナビィ1階 月~金 9:00~16:00 TEL:0748-37-8651-37-2637 メール yyyy@zc.ztv.ne.jp

青少年の非行や不登校、また悩みごとの相談に応じます。

#### 外国人住民支援

問 公益財団法人近江八幡市国際協会 TEL/FAX:0748-26-7092

月~金 9:00~16:45

ホームページ https://www.oia2021.com

外国人住民からの相談に、応じます(外国語 可)。

### ひとり親家庭のこと (母子・父子家庭)

ひとりで子育てをされている方に、さまざま な支援制度があります。

困ったことがあれば、ひとりで悩まず相談し てください。

#### 助成・手当など

- ●児童扶養手当(所得制限あり) 18歳に達した年度末までの子どもを養育 しているひとり親家庭などに手当を支給
- 自立支援教育訓練給付金
- 高等職業訓練促進給付金

教育訓練講座の受講に係る費用や、資格取 得を目的とした講座(看護師等)を受講する ための生活資金の給付があります。

●母子・父子福祉資金の貸付

養育費・財産分与・慰謝料の支払い

子供との面会交流

の約束(契約)は公正証書で!

※公正証書手数料(一部)について市・町(県)から補助を受けられる場合があります。 〒523-0892 近江八幡市出町417-8 出町フォーエバービル1階 月~金(祝除く)午前9時~午後5時



#### ●養育費履行確保支援事業

20歳未満の子を扶養している市内在住の ひとり親家庭の人が、養育費を確実に受け 取れるよう支援するため、公正証書の作成 のための費用などを補助します。

問 こども家庭センター TEL:0748-36-5562 FAX:0748-32-6518 月~金 8:30~17:15



●ひとり親家庭などの医療費助成

#### 間 保険年金課

TEL:0748-36-5501 FAX:0748-33-1717

## 発達の不安や悩み 発達相談(0歳から概ね18歳まで)

お子さんの発育や発達の不安、障がいのある お子さんとその保護者の相談については、発 達支援課にお問い合わせください。

発達の不安や心配について保護者(家族)や本 人との相談に応じます。

- 各種発達検査の実施
- ●福祉サービス利用などの情報提供
- ●関係機関との連携●障がい児の計画相談
- **間 発達支援課相談グループ(ひまわり館2階)** TEL:0748-31-3734 FAX:0748-31-3738 月~金 8:30~17:15
- ○児童発達支援事業(P30参照)
- ●保育所等訪問支援事業(P30参照)
- ●居宅訪問型児童発達支援事業(P30 参照)
- ●ことばの教室

「発音が不明瞭」「ことばの最初の音を繰り 返す「家では話せるけど、園ではずっと 黙っている「ことばの理解や話をするの がにがて」などことばに関して心配のある 4歳児、5歳児を対象に言語聴覚士・教員が、 必要に応じて相談・指導を行います。

問 発達支援課事業グループ(ひまわり館1階) TEL:0748-33-8131 FAX:0748-31-3480 月~金 8:30~17:15

#### 障がいに関すること

間障がい福祉課(ひまわり館2階)

TEL:0748-31-3711 FAX:0748-31-3738 月~金 8:30~17:15

障がいのあるお子さんの健やかな成長を支援 するための制度やサービスの内容、料金につ いてのご相談は、障がい福祉課にお問い合わ せください。

- ●制度やサービス
- 給付や手当障害者手帳
- ●障害福祉サービス
- ●障がいのあるお子さんへの通所支援サービス
  - ◎児童発達支援事業

発達に心配があり療育の必要な未就学の お子さんに対して、通所しながら日常生 活に必要な基本的動作や知識技能を身に つけ、集団生活に適応することができる ように、支援します。

#### ◎保育所等訪問支援事業

保育所などを訪問し、お子さんに対する 集団生活への適応のための専門的な支援 などを行います。

◎放課後等デイサービス事業

就学中のお子さんが、放課後または長期休 暇中などに生活能力の向上のために個々 の状況に応じて必要な訓練を行います。

◎日中一時支援事業

お子さんの日中の活動の場を確保し、家族の 就労支援と、日常的な介護からの一時的な休 息(レスパイト)を目的とするものです。



- ●障がいのあるお子さんへの自宅で利用する サービス
  - ◎居宅訪問型児童発達支援事業

重度の障がいなどで通所での支援の利用 が困難なお子さんに対して、居宅を訪問 して発達支援を行います。

●障がいのある方の居場所「よか♥すペ~す」

#### 問 市民共生センター

TEL:0748-31-2700 FAX:0748-31-2800

障がいがある方に自由に過ごしていただく場所です。毎月第1土曜日と第3日曜日の午前10時~午後4時にご利用いただけます。ご利用の前には登録が必要です(登録・利用については無料)。申請等手続きについては、市民共生センターまでお問い合わせください。

## 児童虐待・ ・・・ DV(配偶者暴力)・・・・ 性暴力のこと

#### 虐待相談

問 こども家庭センター「子ども家庭相談室」 TEL:0748-31-4001 FAX:0748-32-6518 月〜金 8:30〜17:15(祝日、年末年始を除く)

虐待ホットライン

TEL:077-562-8996(365日24時間対応)

児童相談所全国共通ダイヤル 189(365日24時間対応)

子育てをしていて、ついつい子どもにあたってしまうときや、子育てがつらくなったときなど、自分を責めないで一緒に考えましょう。

#### 滋賀県 こどもの相談窓口

自分のこと、学校のこと、家族のことなど何で も相談ください。

間 こころんだいやる

TEL:0120-0-78310(無料)

相談時間9:00~21:00

21:00以降は「24時間子供SOSダイヤル」につながります)

こころのサポートしがLINE相談 (毎日16:00~24:00 二次元コードから 友だち追加すると相談ができます) 相談対応時間を拡充しました。 回答公案 回



#### DV(配偶者暴力)相談

問 近江八幡警察署(緊急の場合)

TEL:0748-32-0110

こども家庭センター「子ども家庭相談室」 TEL:0748-31-4001 FAX:0748-32-6518 月〜金 8:30~17:15(祝日、年末年始を除く)

滋賀県立男女共同参画センター(G-NETしが) TEL:0748-37-8739(面接相談は予約制)

火·水·木·金·土·日

9:00~12:00 13:00~17:00

(※木曜日は、午前のみ)

休館日:月曜日(祝日を除く)、祝日の翌日、年末年始、施設点検日など

DV相談プラス TEL:0120-279-889 (24時間受付) チャット (12:00~22:00)



あなたが配偶者やパートナーから受けている 様々な暴力(DV)について、専門の相談員が一 緒に考えます。

「これってDVかな?」「暴力を振るわれている」「今すぐパートナーから逃げたいけどどうしたらいいの?」「自分だけでなく子どもたちのことも心配」など、どんなご相談もお気軽にご連絡ください。

なお、「DV相談ナビ」#8008(はれれば)でも相談を受け付けています。最寄りの配偶者暴力相談支援センターにつながります。

お急ぎの相談については、こちらにご連絡ください。

間 性暴力被害者総合ケアワンストップ びわ湖(SATOCO) SATOCOホットライン

TEL:090-2599-3105(24時間365日対応) メール satoco3105biwako@gmail.com

おうみ犯罪被害者支援センター

TEL:077-525-8103 TEL:077-521-8341

月~金(土·日·祝日、年 末年始を除く)10:00~ 16:00



性暴力被害者への総合的な支援をワンストッ プで行うことにより、被害者の心身の負担を 軽減し、健康の回復を図ります。

## 女性相談

#### パートナーや家庭のこと

間 こども家庭センター「子ども家庭相談室」 TEL:0748-31-4001 FAX:0748-32-6518 月~金 8:30~17:15(祝日、年末年始を除く)

女性が抱えるさまざまな悩みに専門の相談員 が対応します。

ひとりで悩まず相談しましょう。

#### 女性の健康やからだのこと

問 子育て・女性健康支援センター (一般社団法人滋賀県助産師会) TEL:077-553-3931

月~金 10:00~16:00

妊娠・出産・育児・思春期・更年期など身近な相 談に、助産師が無料で対応します。

## 生活困窮等の相談 経済的な困りごとや仕事など に関する相談

間 福祉暮らし仕事相談室

TEL:0748-36-5583 FAX:0748-32-6518 月~金 8:30~17:15

メール 010806@city.omihachiman.lg.jp

「自分に合った仕事が見つからない」「家計管 理がうまくできない」「仕事を失い、家賃の支 払いが厳しい | など、生活の中で困りごとを 抱える方に対して、自立に向けた支援を行い ます。ひとりで悩まず、お気軽にご相談くださ い。

## 滋賀マザーズジョブ ステーション・近江八幡 ~自分探しから就業まで~

問 マザーズ就労支援相談総合受付 TEL:0748-36-1831

「仕事と育児の両立できるかしら?」 「お什事探し、何から始めたらいいの?」 「転職を考えようかな?」

子育てをしながら就業を希望されるママ、就 業継続を希望されるママ、お子様と一緒に気 軽に相談にお越しください。(無料託児有)

- ●利用時間 9:00~17:00(受付16:00まで)
- ●場 所 滋賀県立男女共同参画センター 「G-NETしが」内(鷹飼町80-4)
- ●休館日 月曜日(祝日の場合は開館)、祝 日の翌日、GW、夏季休業、年末 年始、施設点検日などのセン ター指定日



滋賀マザーズジョブステーション LINE公式アカウント



#### 、 こんなときは 迷わず通報を!



# <sup>覚えておこう!</sup> **児童虐待**

#### 緊急のときは

児童相談所全国共通ダイヤル

**%189** 

(365日24時間対応)

こども家庭センター「子ども家庭相談室」

**%0748-31-4001** 

月〜金 8:30〜17:15 (土・日・祝日、年末年始を除く)

虐待ホットライン

**%077-562-8996** 

(365日24時間対応)

あなたの1本のお電話で 救われる子どもがいます。 児童虐待かもと思ったら すぐにお電話ください。

出典「子どもを健やかに育むために〜 愛の鞭ゼロ作戦〜」 (平成28年度 厚生労働省科学研究費補 助金 健やか次世代育成総合研究事業) を元に作成



# 児童虐待

# の定義



身体的 虐待 殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、 激しく揺さぶる、やけどを負わ せる、溺れさせる、首を絞め る、縄などにより一室に拘束 するなど

性的 虐待 子どもへの性的行為、性的行為を見せる、性器を触る又は触らせる、ポルノグラフィの被写体にするなど

ネグ レクト 家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かないなど

心理的 虐待 言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう(DV:ドメスティック・バイオレンス)、きょうだいに虐待行為を行うなど

# 子育てがつらくなっていませんか?



## 体罰や暴言は 使わない

子どもだからといって暴力 や暴言が許されるわけ ではありません。子ども にとって大人から叩か れることはとても怖い ことであり、ちょっと叩か れただけ、怒鳴られただけ でも心に大きなダメージを受けることもあ ります。



## 子どもはSOSを発信 できていますか?

親に恐怖を持った子どもは、親に気に入ら れる様に、親の顔色を見て

行動するようになりま す。心配ごとを打ち明け られない関係は、いじ めや非行など、より大き な問題に発展してしまう 可能性もあります。



# イライラしても 大丈夫。クール

子どもが言うことを聞いてくれないときに、 イライラすることは誰でも あることです。深呼吸す る、窓を開けて風に当 たるなど、自分なりの クールダウン法を見つ けておきましょう。



## 親もSOSを出そう

育児の負担を一人で抱 え込まずに、家族に分 担してもらったり、自 治体やNPOなどのさ まざまな支援サービス (ファミリーサポート、-時預かりなど)の利用も検

討しましょう。子育ての苦労について気軽 に相談できる友だちもできるといいですね。



# 子どもの気持ちと行動を 分けて考え、育ちを応援

2、3歳の子どもの「イヤ」は自我の芽生えであり、成長の証でも あります。「わがままな子になっては困る」という想いから、親は 指示的に対応してしまうこともありますが、子どもの成長過程 で必ず通る道だと大らかに構えて、子どもの意思を後押しして いきましょう。

